

夏目漱石の経済感覚 (その三)

——漱石経済生活の実際——

越智悦子

(一)

明治二十八年四月、夏目金之助(漱石)は愛媛県尋常中学校(通称松山中学校)嘱託教員として、親友正岡子規の故郷松山へ赴任する。この松山での教員生活が、漱石にとっての正式な社会人としての始まりである。それ以前の漱石は、明治二十六年七月帝國大学文科大英文学科を、本科第二番目の学士として卒業後、ひき続き大学院に入り、院生として研究を続けるかたわら、同年十月から週二回、東京高等師範学校英語嘱託教授として出講、年俸四百五十円を得ていた。この高師嘱託教授としての生活は、卒業前のアルバイト生活程不安定なものではなかったにしても、一方では大学の寄宿舎で大学院学生として暮らしているのであるから、やはり完全な社会人と言うには中途半端な生活である。

そして、その間に漱石は、二度就職運動に失敗している。その第一は卒業の年、明治二十六年の学習院出講運動であり、第二は松山赴任の三ヶ月前、明治二十八年一月の英字新聞社「ジャパン・メール」の記者志願である。

第一の学習院就職運動は、立花鏡三郎(漱石の前年明治二十五年七月帝大哲学科卒業、当時学習院の嘱託教授)や、村田祐治(同二十五年帝大英文科、選科卒業の同窓一年先輩、当時学習院教授)を通して行われたが、当時学習院教授兼幹事で、庶務課担任の工藤一記の推す重見岡吉に敗れ、漱石は不採用となる。重見岡吉は明治二十四年米國エール大学卒業の帰朝者であるが、この時彼は明治二十六年九月七日付で、高等官七等三級俸の教授に任命されている。高等官七等三級俸は、当時の俸給令によれば、年俸千二百円以上あつたはずであるが、重見の学習院での実際の俸給は年俸六百円程度であつたようである。

漱石は卒業当時、この学習院だけでなく、母校の第一高等学校や、東京高等師範学校に向けても運動していた。また、先輩狩野亨吉から、金沢第四高等学校へ英語教師として是非赴任してほしい、との要請もあつた(註¹)。が、当時の漱石は東京を離れる気持ちはなかつたらしく、学習院不採用がほぼ決まってしまうから四高行きには消極的態度を取っている(註²)。そして、一高と高師の両方から、ほ

とんど同時に口の掛った際に、彼はどちらへも暖かな返事をしたため、事態を紛糾させたあげく、結局、一高校長久原躬弦と高師校長嘉納治五郎との直接交渉によって、高師へ週二回、年俸四百五十円で出講することが決まったのである。^(註3)

こうして大学院で研究を続けながら、高師で教えていた漱石は、二年後の明治二十八年一月、英字新聞「ジャパン・メール」の記者を志願して失敗する。採用判定の資料として、禪について英語で述べた論文(大判約十枚)を提出するが、その論文が何の説明もなく黙って突き返されたのである。漱石は、このジャパン・メール社の態度に腹を立てて、仲介者である菅虎雄の前で論文を破り捨てたという。

この記者志願は失敗に終り、結局は三ヶ月後の同年四月、松山へ中学校教師として赴任する訳であるが、ここで漱石が、教師以外の職によって身を立てたいと運動したことに注目しておきたい。漱石は明治二十八年四月の松山中学校教師を皮切りに、(学生時のアルバイト教師の経験は除き)第五高等学校、英国留学から帰朝後の一高・東大と、明治四十年四月の朝日新聞社入社に至るまで十二年間教師として生活しているのであるが、その間教職から逃れたいという考えは、常に彼の中にくすぶっていたようである。

明治三十年四月二十三日の子規宛書簡に、「小生身分色々御配慮ありがたく奉謝候実は教師は近頃厭になり居候(中略)去年十月頃教師をやめたいが好分別はなきやと中根に相談致し候(後略

・傍点筆者)」とあり、明治二十九年十月、つまり第五高等学校に転動して半年、正式に教職について一年半になるかならないかの時期に、すでに岳父中根重一の力を借りて外務省翻訳官や図書館などの転職先を探していたことを伝えているし、その後留學先のロンドンから本国の友人や妻鏡子に宛てた書簡にも「帰つて教師なんかするのは厭でたまらない(明35・2・16菅虎雄宛)」「著書なんかやらうと思ふと金が欲しくなる教師なんかはいやになる(明35・3・18鏡子宛)」とある。また帰国後も、「とにかくやめたきは教師(明38・9・17高浜清宛)」「小生如きはどこへ参つても教師がいやで生涯覚れない剛突張に候(明38・10・20奥太郎宛)」と、どうにも教師が厭でたまらない気持ちを書簡にもらしている。

そして漱石が、終始自分自身を教師にふさわしくない人間だとみなしていたことは、教師を始めたばかりの明治二十八年、松山中学校の校友会誌の求めに応じて掲載した「愚見數則」に、「余は教育者に適せず、教育家の資格を有せざればなり」と述べ、また晩年の大正四年に行なわれた有名な講演「私の個人主義」においても、その導人部で「教育者として偉くなり得るやうな資格は私に最初から欠けてゐたのですから、私はどうも窮屈で恐れ入りました(中略)当時の私はまあ肴屋が菓子屋へ手伝ひに行つたやうなものでした」と述懐していることなどから明らかである。

このように教師という職業にそぐわない自分自身を自覚し、も

であましながらも漱石が教師であり続けたのは、とりもなおさず、まずは生活の資を得るため、ひらたく言えば八食ふためである。このことを漱石は「愚見数則」の中で、皮肉をこめて「余は教育者に適せず、教育家の資格を有せざればなり、其不適当なる男が、糊口の口を求めて、一番得易きものは、教師の位地なり」と述べている。そして、続いて「愚見数則」に、「月給の高下にて、教師の価値を定むる勿れ、月給は遅不遅にて、下落する事も賤賤する事もあるものなり」と述べた漱石は、この松山中学校で最高額の月給を得ていたのである。

そこで、漱石が八食ふため√に、教師という労働とひきかえに獲得した収入と、その収入によって支えられた彼の経済生活の実際について眺めてみたい。

(二)

漱石が学生当時、学資のために働いていたアルバイト教師としての収入、また、大学院生時の週二回の高師嘱託教授としての収入を別にすれば、彼の正式な社会人労働者としての収入は、明治二十八年四月に着任した松山中学校勤務による月俸八十円から出発している。この金額は拙稿「夏目漱石の経済感覚(その一)」(昭60・3『岡大國文論稿第13号』)で用いた換算法によって換算すると、現在の約六十三万円に相当する。

この八十円という月俸は、校長の月俸六十円を越えていたこと

もあり、現在でも、当時漱石だけが特別の待遇を受け最高級の俸給を与えられていたとして、後年の朝日新聞社月俸二百円とともに高給取り漱石、その裏には特別な俸給を与えられるだけの群をぬいた才能の持ち主漱石のイメージを形作るものとして語り草のひとつになつていく。

しかし、このことについて才神時雄氏は、「漱石の月俸八十円の背景」(『函書』昭52・12岩波)で「この挿話には、後年、著名な作家になつたが故に、月給の面から、若い日の非凡さを語ろうとする伝説臭をおぼえる。」と述べている。そして、その証拠として、漱石と同じ嘱託として五ヶ月ほど先に赴任していた理学士横地石太郎の月俸も、漱石と同じく校長よりも二十円多い八十円であったことと、漱石の月給は彼の前任者であった外国人御雇教師カメロン・ジョンソンとの比較で見れば、ジョンソンの月俸百五十円に比べ、そのはほぼ半分でしかなかったことを挙げている。

友人菅虎雄を通して愛媛県尋常中学校からの招聘があった時に、「外人教師なみの待遇なら行つてもよい」と答えた漱石には、身分は外人教師なみの嘱託教員としての待遇が与えられ、従つて学級担任の仕事や、宿直などの雑務は免除されていたらしい。が、当の月給は半分しか支給されなかつたのである。

そして、この当時、つまり明治初期から中期にかけて、文明開化の気運に乗じて学校制度を発足しながらもまだ日が浅く、完全な体制が完成し切らない時点では、校長よりも一般教師の俸給が

上であることは特別めずらしいことではなかった。まして御雇外人教師の場合は、日本人教師の数倍の俸給を受けるのが一般で、当然校長よりも数倍高い俸給を受けていたという状況がある。

例えば、創立当時の学習院にも同様の状況が見られる。院史の一環として編修された『学習院の歩み』に、創立期の状況説明として「教師の給与が院長や次長より多く、ことに外人教師はきわめて高給であった」という記事と共に、当時の俸給表の写真が掲載されている。その写真版俸給表によると、明治十二年当時、学習院院長の俸給「年俸三百五十円」に対して、一般教師の中には「平野久太郎 月俸三十円」(単純な月掛で年俸三百六十円)と院長より高い者も居り、外人教師チャレス・ゲージングにいたっては「月俸百五十円」(単純月掛で年俸千八百円)で、院長の五倍以上の俸給である。

この俸給上のアンバランスは、各人材の学歴を中心とする履歴の相違によるものと思われる。明治という新しい時代になり、それまでの鎖国政策を転じて西欧から近代文明を受け入れる方向を打ち出した国家には、その西欧文明を確実に受け取り、活用できる人材養成が急務であった。そのため、新しい国政を担う人物養成の場としての「帝国大学」を頂点に、それに連なる教育制度の充実をはかるために多くの外国人、当然のことながら新しい近代文明の担手である^(註4)とみなされる西欧人^(註5)たちを雇い入れたのである。そして、当時唯一の「帝国大学」であった東京帝国大学文科

大学を、明治二十六年に卒業した漱石は英文科本科卒業生として、明治二十四年卒業の立花政樹に次ぐ二人目の卒業生であったことからわかるように、彼は新しい日本を担うべく養成され、期待された「帝国大学」卒業の「学士」、当時の戯談に「末は博士か大臣か」とうたわれた「学士様」という数少ない超エリート^(註4)の一人だったのである。

こうした超エリートであったが故に、先にも述べたような「外人教師なみの待遇ならば行っても良い」という条件が出せたのであるし、同じく「学士」である横地とともに、校長を超える俸給が与えられたのであって、夏目金之助という個人に限られた特別な待遇だった訳ではないのである。このことは、後の朝日新聞社入社に際して、社から出された月俸二百円という俸給額やその勤務条件が、夏目金之助が漱石であるが故の特別な条件であったのとは異なる^(註5)ところである。松山中学校における漱石の待遇が、個人に限られた優遇ではなかったことは、一年間という短い任期で松山中学校を辞め、熊本第五高等学校へ転勤した漱石のあとを受けて、明治二十九年同校の英語教師となった玉蟲一郎^(註6)は、明治二十八年七月帝大英文科卒のいわゆる新卒(それに比べ漱石は明治二十六年卒業と同時に大学院入学を許され、院生として研究を続けるかわら、一方では東京高師嘱託教授でもあったことは前述の通り)の履歴でありながら、漱石の月俸八十円を二十円上回る月俸百円で採用されている^(註5)ことを見てもわかること

ある。

更に、漱石の場合は、その採用の背後に当時の愛媛県当局の財政難があり、法外に高給な外国人教師の月給を分割化し、日本人教師に切り替えようとする異側の政策の一環でもあったのである。^(註6)現に松山中学校では、その後外国人教師を雇っていない。この月俸のいきさつについて、当初漱石自身は何も知らなかったようである。従って彼の経済生活から言えば、それまでの週二回という中途半端な形ながら、東京高師での収入が年俸四百五十円(月俸三十七円余)であったのに比べると、倍以上の収入になった訳で、漱石としては今までに全く自分が高給取りになったという感じを持たったかも知れない。

しかし、高給取りにならなかったらなっただ、それまでの寄宿舎生活のように行かず、出費がかさみ、この八十円の月俸も漱石にそれ程の経済的余裕は与えなかったようである。

(三)

漱石は松山赴任当初、赴任費用の借金返済やら、新しい土地での下宿を整えるための出費が重なってか、あちこちへ経済的不如意をかこつ手紙を書き送っている。その最初のもは、赴任後四日目の四月十二日に東京帝大へ向けて送られた、大学在学中の貸与金(奨学金)の返済延期を申し出る次のような手紙である。

小生在学中の貸費本月より早速御返済可申上筈の処始めて赴任の折色々都合にて手元不如意につき両三月間御猶予相願度^(註7)

結局この願いは聞き入れられて、返済期日が延期されるが、約束の三ヶ月が経過しても漱石が月賦返済を始めないので、六月には帝國大学書記宮清水彦五郎から返済督促状を受け取つたらしい。同年六月二十五日に次のような返事を書き送っている。

申し出候期限も既に経過致候に付ては其中何とか致す心得に有之候処忽ち貴書を拝受し慚愧の至りに不堪働の通り追々三月中より月賦にて御返済可致候

文面からは「忽ち貴書を拝受」、「慚愧の至」など、義務観の人一倍強かった漱石が、自らの違約に対して恐縮している様子がうかがえるもののこの再度の手紙においても、なおも「追々両三月中より月賦にて」と更なる猶予を願うような表現をしている。

当時、余程金の必要なことがあったのかも知れないが、こうした違約は几帳面な漱石には似つかわしくないことのように思われる。漱石は、一個の個人に対しては金銭上の事柄に限らず、どんなに些細なことに對しても細心の心遣いをし、他者の信頼を裏切らないために過敏とも言える程の神経を使つた人であるが、案外(八公)に對しては冷淡で、金銭上での横着を決めこもうとするところが

あったのかも知れない。

その一例として、ほほえましくもユーモラスなのが、朝日新聞入社当初の明治四十年五月二十八日、渋川玄耳宛に所得税の脱税についての御伺をたてた手紙である。

わが朝日新聞に於て社員諸君は所得税に對して如何なる態度を取られますか。社の方では一々税務署の方へ生等の所得高を通知されますか。又は税務署の方から照会又は検査に参りますか。所得の申告をしると催促が来ましたから一寸参考に伺ひたいと思ひます。夫からあなたはどうかいふ風になりますか。御役人をやめられてから始めての所得申告と云ふ点が小生と一寸似て居ますから是も参考に一寸聴かして下さいませんか

この手紙に對する玄耳の返答は、些細なことに卑劣なことをするな、という叱咤の内容であつたらしく、漱石は直ちに翌日の二十九日、玄耳に宛てて自分の真意を白状し、慚愧に堪えぬ様子を述べた手紙を書き送っている。

所得税の事を御聞き合せ被下しまして御手数の際どうも難有存じます。実はあれもほかの社員なみにズルク構へて可成少ない税を払ふ目算を以て伺つた訳であります。実は今日迄教師として充分正直に所得税を払つたから当分所得税の休養を仕るか左も

なくばあまり繁劇なる払ひ方を遠慮する積りであります。然る所公明正大に些々た(る)「所得税の如き云々と一喝された為めに著くなつて急に貧意に従つて真直に届け出でる氣に相成りました。御安心被^原さい。

この手紙と同日の五月二十九日に書かれた瀧田哲太郎宛の手紙には、「手許に十円ばかりあり。御不如意の由なれば失礼ながら用を弁ぜられ度し。御返済は卒業して金がウナル程出来た時よろし御母上の御病氣御大事と存候。」とある。片方で脱税の相談をしながら、片方では困窮している学生に、「失礼ながら」という立ち入った申し出に對する恐縮の言葉まで添えて、返る当てのない金の援助を申し出ているのである。この、周辺の人々に對する常に変わらぬ寛大な金銭援助については、既に述べたことがあるのでここでは繰り返さない。^(註8)

右のような個人に對する、漱石の衷心よりの援助に比べて、△公▽から要求される金に對しては、他にも、半強制的な寄付金などについて、要求通りに支払いながらも不承不承であること、迷惑であることを洩らした書簡が数通残されている。

さて、ここで明治二十八年の松山に戻り、漱石の松山での経済生活に触れた他の手紙を追つてみたい。それらを月日順に並べてみると、その第一通は四月十七日付の、大学院時代の恩師神田乃武に宛た書簡である。

教授後未だ一週間に過ぎず候へども地方の中学校の有様杯は東京に在つて考ふる如き淡泊のものには無之小生如きハミット的人間は、大に困却致す事も可有之と存候くだらぬ事に時を費やし思ふ様に強勉も出来ず且又過日御話の洋行費貯蓄の、実行も出来ぬ様になりはせぬかと切かに心配致居候(以下傍点筆者)

その第二通は五月二十八日付正岡子規宛の書簡である。

東都の一瓢生を捉へて大先生の如く取扱ふ事返すべく恐縮の至に御座候(中略)小生宿所は裁判所の裏の山の半段にて眺望絶佳の別天地恨らくは猶俗物の厄介を受け居る事を当地にては先生然とせねばならぬ故衣服住居も八十円の月俸に相当せねばならず小生如き丸裸には当分大閉口なり

その第三通は七月二十六日付斎藤阿具宛の書簡である。

当夏は出来るならば九州の山河を跋渉致度と存候へども囊中自ら銭なくといふ景況にて奈何とも致し難く候(中略)小生当地に参り候目は金をためて洋行の旅費を作る所存に有之候処夫所ではなく月給は十五日位にてなくなり申候(傍点筆者)

右の三通の書簡の内、第一と第三の書簡はそれぞれ恩師と先輩

とに松山での状況を報告したものである。従つて、文面は多少形式的で、出費のかさむことを漠然と述べて貯蓄困難であることを報告するに留めているが、第二の書簡は親友正岡子規に宛てたものだけに内容も具体的で、さつぱらんに出費のかさむ理由、それに対する閉口ぶりが述べられている。

そこで子規宛の書簡に注目すると、そこに書かれた漱石の出費の理由は、「当地にては先生然とせねばならぬ故衣服住居も八十円の月俸に相当せねばならず」というものである。つまり、当地松山へ中学校教師として、しかも外人教師の替わりとして赴任した漱石は、外人教師の替わりに東京からやって来た(学士様)夏目金之助とはいつたいどんな先生なのだろう、という衆目の集中する中で、その身分、その俸給に見合うだけの外見や体裁を整えるための出費が必要だったのである。

このことは、それまで学生として何の体裁もいらず、着のみ着のまま寄宿舎生活をしていた漱石には、何から何まで新調しなければならぬ訳で、実際かなりの出費になったであらう。当時は官吏の身分、階級、俸給額、異動などは新聞紙上に発表されていた。従つて、世間の人々は、そうした情報による身分判断で彼らをながめたのである。実際漱石は、松山に到着した当日、ひとまず旅装を解いた城戸屋という旅館で、身分によつてまるで違った扱いを受けるといふ経緯をしている。城戸屋では、平凡な服装(背い背広に中折帽)で入つて来た漱石を粗末な「竹の間」へ寮

内した。が、新聞で彼が学士様であること、月俸が八十円であることなどを知るやいなや、新館一番、つまり城戸屋第一等の部屋へ移ってもらっているのである。この経験は後に「坊つちやん」にも転用された有名なエピソードであるが、こうした世間の注目に対して、それに適うだけの所帯を構える必要が、この時の漱石にはあつたのである。

そして、後に五高の生徒たちから、その風采の堂々たることを理由に「華族様」と渾名され、「夏目先生ニ上ゲタイモ」ノハ朱塗ノ馬車ノ二頭立」と歌われた漱石は、洋服の柄や着物の裏地を気にしたり、カイザル髭をねじり上げたりするおしゃれな所もあつた。漱石の性格が几帳面であつたということは、しばしば指摘される点であるが、それだけに服装などにはきちんとした上等のものを求めたであろう。松山中学校で漱石は、紺のダブルの背広服に赤皮の靴をはいていたようであるし、日清戦争出征兵士の凱旋歓迎にはフロック・コートに山高帽という出で立ちで、生徒たちから「フロック・コートが似合う」とひやかされるという場面もあつたらしい。^(註四)このしゃれた服装にも、それ相当の費用がかつたことであろう。こうした漱石の outfitt に対して、門下生の森田草平は「漱石先生と私」(『夏目漱石(二)』講談社学術文庫所収)の中で、「先生が都会育ちで金のかかる人にできていたからである。だから、ほかの田舎漢には我慢できるところで、先生は我慢ができない。」と評している。この評は、ロンドン留学時の金不

足をかこつ漱石の不満に対してなされたものであるが、田舎者も自認する草平の目に映つた都会人漱石の経済感覚が表われていて興味深い。この漱石の性格は、そのまま松山での経済生活にも反映していると見てよからう。つまり天下の東京から、田舎松山へやって来た都会人としてのプライドが要求する出費である。

そして、少なくとも、当時の官吏たちに課せられていた俸給一割の製艦費八円、下宿料十円、父親への仕送りとして十円の出費が、衣食の外に毎月最低必要であつた。

その上に、八月から十月までは日清戦争従軍によつて宿痾の結核を悪くした子規が帰郷し、漱石の下宿へ同居しているため、そのための出費もあつた。この当時の二人についての金銭エピソードとしては、後年の明治四十一年九月一日「ホトトギス」に掲載された「正岡子規」と題する談話に、次のようにある。

僕は松山に居た時分、子規は支那から帰つて来て僕のところへ遣つて来た。(中略)大将は昼になると蒲焼を取り寄せて、御承知の通りびちや〜と音をさせて食ふ。それも相談も無く自分で勝手に命じて勝手に食ふ。まだ他の御馳走も取寄せて食つたやうであつたが、僕は蒲焼の事を一番よく覚えて居る。それから東京へ帰る時分に君払つて呉れ玉へといつて澄まして帰つて行つた。僕もこれには驚いた。其上まだ金を貸せといふ。何でも十円かそこら持つて行つたと覚えてゐる。

子規の同居していた二ヶ月間は、右に述べられたような食費や生活費以外にも、病後の身体で床に伏していることの多い子規に、小遣という形で何くれとなく援助をしていたことが、鶴子夫人や虚子の回想記などに見えている。^(註12)

このように、松山で衆目を集める「大先生」として社会人(勤労者)としての第一歩を踏み出した漱石は、「小生如きハミツト的人間は大に困却」と嘆息しながらも、一個の完成された社会人としての形を整えるために、種々の煩瑣な交際も含めて様々な事柄に金銭を費やしてしまつたようである。

ただ、この松山時代の漱石の経済事情は、まだ詳細には分かつておらず、出費の多さに対して、特別な女性への仕送りがあつたのではないかと、とする宮井一郎氏の推測なども出されている。どちらにしても、漱石は周辺との比較^(註13)の上ではかなりの高額所得者であつたにもかかわらず、本人自身は経済的に余裕があるという意識を持っていなかったのは確かである。従つて、結婚をしたことを洩らしながらも、明治二十八年十一月十四日の子規宛書簡では、「三々九度の方はやめにするかも知れず如何となれば先づ金の金主から探さねばならぬからな」と書き送つていたのである。しかし、漱石の結婚については同年十二月には中根鏡との婚約が成立し、翌二十九年、第五高等学校への転任直後、熊本地で結婚することになる。

註1 漱石書簡、明治二十六年八月十五日立花統三郎宛参照

註2 同右

註3 これらの就職運動については、大正四年三月二十二日、学習院で行なつた講演「私の個人主義」の中で回想している。

註4 漱石がエリートの道を歩むに到つた事情、決意その他については拙稿「夏目漱石の経済感覚(その二)」——自分の力で獲得するもの——(『岡大國文論稿第十四号』

昭61・3)参照

註5 荒正人『漱石研究年表』参照

註6 前掲才神時雄「漱石の月俸八十円の背景」参照

註7 明治二十八年四月十二日清水彦五郎宛

註8 拙稿「夏目漱石の経済感覚(その一)」——他者への経済援助——(『岡大國文論稿第十三号』昭60・3)

註9 前掲荒正人『漱石研究年表』吉田美里「夏目先生を憶ふ」参照

註10 同右荒正人『漱石研究年表』参照

註11 漱石が東京以外の地方を田舎と見なし、ことに松山に対しては、「結婚、放蕩、読書三の者其一を択むにあらざれば大抵の人は田舎に辛防は出来ぬ」(明28・5・28子規宛)とか、「田舎にくすばり(中略)一向さへたる事^原も無之」(明28・7・26斎藤阿具宛)と、ことあること

研究室受贈図書雑誌目録(二)

に田舎、田舎と呼び、△田舎▽という言葉に蔑視の意を込めていることは、その書簡に散見する表現からうかがわれる。

註12

鏡子夫人の回想記『漱石の思い出』には、聞いた話として松山での漱石と子規との関係が「夏目が月給をとってくると、時々小遣いをやらうなどといって子規さんに金をやっていたものだそうです。」と述べられている。また、鶴本丑之介氏は「漱石先生と松山」(『漱石全集月報』昭和十一年四月第六号)の中で、「子規が寄寓中のお小遣は殆ど漱石先生の懐中から出てゐたものらしい。」とし、柳原極堂の語ったこととして、「子規の枕元に置いてあった丸火鉢の下へ黙って十円紙幣を敷いて、それから二階へ上るのを目撃した」という事実を伝えている。荒正人氏の『漱石研究年表』によれば、松山中学校の同僚たちの俸給は前述の校長、横地以外では英語教師西川忠太郎四十円、数学教師渡辺政和三十五円、英語助教諭弘中又一二十円、体操助教諭浜本利三郎十二円である。

(山形県立米沢女子短期大学講師)

伊勢歌舞伎資料調査報(伊勢文化会議所) 3

愛媛国文と教育(愛媛大学) 第十七号

大阪青山短大国文 第二号

大阪樟蔭女子大学論集 第二十三号

大谷女子大國文 第十六号

大妻国文(大妻女子大学) 第十七号

大妻女子大学文学部紀要 第十八号

学大國文(大阪教育大学) 第二十九号

活水日文(活水女子短期大学) 第十三号 第十四号

活水論文集 第二十九集

金沢大学教養部論集 人文科学編 23/2 24/1

金沢大学語学文学部研究 第十五号

金沢大学文学部論集(金沢大学) 第六号

花葉(花葉発行所) 3

岐阜女子大学紀要 第十五号

教育学部紀要(福島大学) 第三十九号

金城国文(金城学院大学) 第六十二号

近代文学研究(上智大学) 第四集

近代文学論集(九州大学) 第十一号 第十二号

芸術論集(大阪芸大) №2